

平成20年11月6日
公 営 企 業 課

債務調整等に関する調査研究会論点

1. 抜本的改革の必要性及び検討対象

2. 処理方策の提示

経営が著しく悪化した第三セクター及び地方公社(以下「第三セクター等」という。)の存廃を含めた改革を促す観点から、事業の整理(売却・清算)又は再生に当たっての処理方策についての考え方を提示する。

- (1) 情報公開の徹底による責任の明確化等
- (2) 処理策の選択
- (3) 議会の関与に係る留意事項
- (4) 処理策に関しての損失補償契約の取扱い
- (5) 残資産の管理等
- (6) 経営検討委員会の活用

3. 指針推進のための方策

- (1) 第三セクター等の事業の整理(売却・清算)又は再生に要する経費に係る資金手当等
- (2) 国の施策との関係

4. 第三セクター等の今後の経営の健全性を確保するための方策

- (1) 新たに損失補償を行う場合等について
- (2) 情報公開等

5. 公営企業に係る改革

その他